

財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（建物、工作物、物品）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

- ・建物 35年～50年
- ・工作物 20年～45年
- ・物品 4年～10年

②無形固定資産（ソフトウェア）

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しております。

②退職手当引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

③損失補償等引当金

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

④賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度期間に対応する部分を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

該当はありません。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金

の受払いも含んでおります。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
- ② 固定資産の計上基準については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても同様です。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

特にありません。

(2) 表示方法を変更

特にありません。

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
- (2) 組織・機構の大幅な変更
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
- (4) 重大な災害等の発生
- (5) その他重要な後発事象

上記 (1) ～ (5) に関して特記事項はありません。

4 偶発債務

会計年度末において現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載してあります。

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

該当はありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

- ① 損害賠償等請求住民訴訟事件 229 百万円 前橋地裁平成 27 年（行ウ）第 15 号

5 追加情報

(1) 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

(2) 連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

群馬県市町村総合事務組合

※消防賞じゅつ金支給事務及び非常勤職員公務災害補償事務に関し、群馬県市町村

総合事務組合へ負担を行っていますが、年間負担額が少額なものであり、全体の負担割合に対して影響が少ないため、連結の対象外とします。なお、退職手当支給事業に関しては総務省より公表されたQ & Aの追加（統一的な基準による地方公会計マニュアルに掲載のQ & Aの追加）より、当広域組合は、退職手当に係る持分相当額が、プラスに該当するため、連結処理の対象としました。

- (3) 地方自治法第 235 条の 5 の「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」規定に基づき、出納整理期間が設けられているため、財務書類の作成基準日は、会計年度末（3 月 31 日）ですが、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (4) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。なお、各科目の千円未満の表示は次のとおりです。

「0」	四捨五入の結果、千円未満のもの
「-」又は空白	金額が存在しないもの

- (5) 繰越事業に係る将来の支出予定額 該当はありません。
- (6) 貸借対照表に係る売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
- ①範囲：普通財産のうち活用が図られていない公共資産
 - ②内訳：土地（事業用資産） 113,170 千円
- (7) 行政コスト計算書に係る事項について、該当はありません。
- (8) 純資産変動計算書に係る純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容は次のとおりです。
- ①固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
 - ②余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (9) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	313,415 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	17,680 千円
減価償却費	-412,096 千円
賞与引当金繰入額	-93,956 千円
賞与引当金目的取崩	88,568 千円
退職手当引当金繰入額	-19,696 千円
退職手当引当金取崩	132,695 千円
徴収不能引当金繰入額	0 千円
資産売却損	0 千円

資産売却益	1,719 千円
勘定科目振替修正分 他	0 千円
純資産変動計算書の本年度差額	28,328 千円

(10) 資金収支計算書に係る一時借入金

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 100,000 千円

一時借入金に係る利子額 165 千円